

令和5年農地の賃借料のお知らせ

農地法第52条の規定に基づき、令和5年農地賃借料の情報提供を行います。この情報は、令和5年1月から令和5年12月までに農業経営基盤強化促進法または農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき利用権を設定し、締結（公告）された賃借料を集計したものです。

(10aあたり)

農地の区分		平均額	最高額	最低額	件数	備考
田	基盤整備地域	7,416円	12,500円	2,326円	927件	全地域
	未整備地域	6,126円	8,042円	2,000円	60件	
畑	普通畑	7,042円	14,792円	4,000円	7件	全地域 (特殊畑を除く)
	特殊畑	7,649円	10,190円	3,000円	15件	野洲川地区農地開発 区域、吉川字中瀬に存 する畑地

[注意事項]

※この情報は、実勢の集計値であるため拘束力はなく、賃借料は対象農地の状況（耕作の難易、土地の広さ、形状、水利条件等）に合わせ、当事者同士で十分協議して設定してください。

※特別な事情のもとで賃借されたと推測される契約（全賃借料データの平均値±70%の範囲を超えるもの）は除いて算出しています。

問い合わせ…野洲市農業委員会事務局

【TEL 587-6007

FAX 587-3834】